

◇大阪市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

- 1 妊婦のための支援給付に関して必要な報告をしなかった者等に対し過料を科すことにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局子育て支援部管理課、こども青少年局幼保施策部幼保企画課)